

前回の分科会において委員から出された意見の整理

(1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項 (社会福祉法第108条第1号)

発言要旨	・福祉施策を横断的に実施する視点を盛り込むべき。
	・地域においてモデルとなる包括的な支援体制の構築が必要。
	・制度の谷間を埋め、先駆的な実践が期待できるNPO法人等の活動促進。
	・言語の問題がある外国籍の人達の地域交流支援。(意見を聴き、地域活動に参加する機会をつくる。)
	・外国籍の子ども達の学習支援や居場所づくり。
	・外国にルーツのある人も生活困窮支援の対象とした体制構築が必要。
	・地域の社会資源(ヒト、モノ(場所)、カネ)の持つ力が発揮できる環境整備を図り、必要な居場所においては専門職によるサポート体制を整えるなど、ニーズや状況等に応じて選択できる多様な居場所必要。
	・包括的な支援体制づくりが求められている。
	・8050問題を地域の問題としてどう取り組むか検討が必要。
	・被支援者の状況に応じた支援ができるような支援体制等の構築が必要。
	・地域での「見守り」や「つながり」を活かし、福祉課題や生活課題が生じにくい地域づくりが必要。(予防的福祉の推進)
	・困りごとを抱える人を早期発見し、早期に支援につなげるべき。

(2) 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項
(社会福祉法第108条第2号)

発言要旨

- ・ 滋賀県がめざす地域社会とは「共生の社会づくり」である。
- ・ 単独の市町では対応が難しい地域課題に対する支援体制の構築が必要。
- ・ 地域包括的支援の実践を進める核となるソーシャルワーカーの配置と促進と実践モデルの構築が必要。
- ・ 福祉に疎い人、企業が多いため、地域に向けた福祉学習の機会を増やすことが必要。
- ・ NPO法人、地域で行う新たな福祉学習の実践。
- ・ 福祉学習の機会へより多くの参加を促すための戦略を考える必要がある。
- ・ 「社会の架け橋づくり」（地域の中小企業が取り組む職業体験）を拡大していくべき。
- ・ 福祉分野の壁を取り除き、流動的な取組が取り組みができるようにすべき。
- ・ 地域共生社会実現に向けた財源確保が必要（財源が伴う施策と財源負担の少ない施策を分けて検討する必要がある。）
- ・ 感染症を含めた災害時の支援体制の検討が必要。
- ・ SOSが出せない人をつくらない見守り体制の充実。
- ・ 自助を促進する人づくり・機会づくり・場づくりが必要。
- ・ 多文化共生について意識する必要がある。
- ・ 誰もが理解できる情報伝達の在り方を検討すべき。
- ・ 複合災害に向けて、災害時要支援者への支援対策が必要。
- ・ より多くの住民が参加する視点（住民の役目的なことを記載する等）を次期計画に入れるべき。

(3) 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項 (社会福祉法第108条第3号)	
発言要旨	<ul style="list-style-type: none"> ・産官学、基礎と応用等重層的展開による滋賀の福祉人づくりが必要。 ・ボランティア活動の最初の動機付けを工夫する必要がある。 ・新たな福祉学習の実施が必要。(福祉系の部活をつくり、外部委託する等) ・担い手を育てるためには、障害者、高齢者を守るイメージを持たせる福祉学習だけでなく、生活困窮についても学ぶ事が大切。
(4) 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項 (社会福祉法第108条第4号)	
発言要旨	<ul style="list-style-type: none"> ・障害当事者の入院コミュニケーション支援事業が必要。 ・入所施設、グループホームの支援範囲で、施設入所者の終末期まで支える事ができるのか。
(5) 市町村による第106条の3第1項各号に掲げる事業の実施の支援に関する事項 (社会福祉法第108条第5号)	
発言要旨	<ul style="list-style-type: none"> ・市町間で人材育成等の情報を共有できる機会づくりが必要。 ・個人が抱える問題が深刻化するまでに支援につなげることが必要。 ・住民参加の視点を入れるため、計画に住民参加、人材確保の項目をつくるべき。 ・自治会内で小規模見守りチームを編成、組織化し、見守り活動の共有化、具現化すべき。 ・地域福祉支援計画策定を目的とするのではなく、地域づくりに活かしていけるよう、行政、社協、福祉関係者、地域住民へ発信することが大事。

(6) その他

○その他地域福祉推進に向けて必要と考えられる事項

発言要旨

- ・次期計画は、小学5年生に分かる計画を目指す方がよい。
- ・地域福祉は、命は何か、生きるは何かということ。
- ・人の権利、命が尊ばれることで生活がなりたつ。
- ・母子家庭の貧困率（48.1%）がと大きいことを計画に記載すべき。
- ・支援が必要なところに言葉が届かせるには、自治会の力が大事。
- ・地域福祉の基盤である自治体の加入率の低下が課題となっている。
- ・自治会加入者を増やす支援ができないか。
- ・優生思想を許す地域社会であってはならない。
- ・行政から母子家庭、小学生、中学生に対する民生委員・児童委員の周知が必要。
- ・問題の深刻化を防ぐために、行政は、支援を必要とする世帯の情報を民生委員・児童委員へ提供すべき。
- ・福祉と人権は一体という理念を明確に位置付けて欲しい。
- ・「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消推進法」の「差別解消3法」に基づき、行政・福祉関係者等に対する啓発・研修の実施を明記すべき。
- ・地域総合センターの総合生活相談機能と相談機能強化事業（総合的な相談）の経験を普遍化する必要がある。
- ・①ワンストップ型の相談窓口の設置、②相談者一人一人に合った支援計画の策定、③問題解決まで関わる支援体制に確立が必要。
- ・地域総合センターを地域福祉を担う重要な社会資源（施設）として計画の中で位置づけ、活動の充実強化を明記すべき。

○新型コロナウイルス感染症に関連する事項

発言要旨

- ・コロナ禍で生活困窮者が増加している。特に、子育て世帯、母子家庭や低所得層への影響が大きい。
- ・「多様性の尊重」から「共に歩む、関わり合う、つながる」ことが令和の時代の課題である。しかし、コロナ禍における社会は、この方向性で進むのは難しくするのではないかと危惧している。
- ・コロナ禍において、人と触れ合うあたたかみを知らずに育つことになる子ども達。その課題に向け、包括連携型の支援が必要。
- ・「楽しく集まろう」ができない中での居場所づくり、つながりづくりが課題。
- ・障害の理由によりマスクが着用できない人の理解促進（市民研修、パンフ、広報で継続して啓発し、視覚的に理解できにくい障害の理解を促す。）
- ・新型コロナウイルス感染症感染者、医療従事者等に対する差別や人権侵害に対する施策が必要。

・コロナ禍によって開くだろう経済格差への対応が必要。（機関間の情報共有、支援資源との媒介）

・差別を差別と分らず差別をしている人が増えているため、そのことに対応していくべき。

・働きたくても働けない人がいる。まず助けるべきはそこからだと考える。

・コロナ禍で、事業所、特に短期入所、居宅支援事業所において人材不足となっている。

・コロナ禍での助け合いの経験を計画の中で活かすべき。

・地域福祉支援計画で、コロナ禍での共生社会の道筋を示すべき。

※都道府県地域福祉支援計画策定ガイドライン（平成29年12月12日厚生労働省老健局長通知）に基づく分類